

多度津町一時預かり事業 利用ガイド

【一時預かり事業の目的】

保護者の通院・冠婚葬祭・仕事・私的理由（美容院やリフレッシュ等を含む）などの理由により家庭で保育ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりする制度です。

【利用対象乳幼児】

- ・多度津町内に住民票があり、保育所・幼稚園・認定こども園等に属していない児童
- ・生後6か月～満3歳の乳幼児（原則）

【保育曜日・時間】

- ・月・火・木・金曜日 9：00～15：00
- ・水曜日 12：00～15：00
- ※ 土日祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休み

【保育場所】

多度津町子育て世代包括支援センター（別館 ピーチ）

住所：〒764-0017

多度津町西港町127番地1

電話：0877-32-8565

※別館ピーチ利用者と同一フロアでの預かりです。

【利用時間】

- ・上記の保育時間内でご利用ください。
- ・私的理由（美容院、リフレッシュ、休息など）での利用は、月16時間以内です。
- ・お子さんを安全にお預かりするため、初回利用は2時間以内とさせていただきます。
2回目以降の利用時間は、初回のお預かり時のお子さんの様子によって保育士がご相談させていただく場合があります。

【利用料金】

1時間 350円

※お迎えの時間に遅れた場合は、1時間分の追加料金をいただきます。

※おつりのないように準備をお願いします。

【お申し込みの流れ】

一時預かりをご利用いただくためには、事前の「登録・面談」と「役場への利用申請」が必要です。以下のステップに沿って手続きをお願いいたします。

面談・登録・利用申請書の受付期間：利用する月の前月1日～利用日の5営業日前
(土・日・祝日を除く5日前)

① 面談の予約をする

まずは、ピーチへお電話にて面談の日時をご予約ください。

☎ 0877-32-8565 (受付時間：平日9:00～16:00)

②事前面談・登録をする

予約した日時にピーチへお越しいただき、保育士がお話を伺います。

- ・台帳の記入：利用登録のための台帳をご記入いただきます。
- ・聞き取り：保育士がお子さんの普段の様子や、お預かりする上での状況をお伺いします。

③利用申請書を提出する

まずは「利用申請書」をご用意いただき、期限までにご提出ください。

- ・申請書の入手方法（以下のいずれか）
支援センター or 健康福祉課窓口 or ダウンロード（多度津町 HP）
- ・提出期限：利用日の5営業日前まで
(例：来週の月曜日に利用したい場合は、前週の月曜日までに提出)
- ・提出先：多度津町健康福祉課（窓口④）

④「利用許可通知書」と「託児記録票」が届く

申請後、役場からご自宅へ上記2つの書類が郵送で届きます。

届いたら、念のため利用日時に間違いがないかご確認ください。

⑤利用日当日

当日は、お子様と一緒に支援センターへお越しください。

その際、役場から届いた以下の2点を必ずご持参ください。

- ・利用決定通知書
- ・託児記録票

【当日の流れ】

当日は、以下の流れでお預かり・お迎えを行います。

★受け入れ時（手続きと体調確認）

①書類の提出

役場から届いた「利用決定通知書」と「託児記録票」を保育士にお渡しください。

②体調の確認

発熱や症状がある場合は、お預かりができませんのでご了承ください。

③聞き取りと持ち物の確認

お子さんの当日の体調などを保育士が聞き取り、持ち物の確認を一緒に行います。

★お迎え時（ご報告とお支払い）

①様子の伝達

保育士から、お預かりの中のお子さんの様子（機嫌、排泄、食事など）をお伝えします。

②利用料金のお支払い

お支払いの際は、お釣りが出ないようご準備のご協力をお願いします。

☆お迎えに関する大切なお願い☆

- ・お迎えの時間は厳守でお願いいたします。万が一、予定の時間に遅れる場合は、必ず事前に支援センターまでご連絡ください。
- ・お迎えに来る方が変わる場合は、防犯のため、必ず受け入れ時に保育士にお伝えください。

【持ち物】

※オムツやビニール袋も含め、全ての持ち物に名前を記入してください。

- ☐ 動きやすく汚れても気にならない服装
- ☐ 着替え一式（上下２組）
- ☐ オムツ・おしりふき・オムツ交換シート
- ☐ オムツなど汚れ物を入れるビニール袋（２～３枚）
- ☐ 手拭きタオル（１枚）・バスタオル（お昼寝用）
- ☐ お茶などの水分補給

《預かり時間によって》

- ☐ ミルク・白湯・哺乳瓶
- ☐ おやつ
- ☐ お弁当（離乳食）・食具（おはし・スプーン・フォーク）・エプロン

【注意事項】

①気象警報発令時の預かりについて

- ・朝6時時点で多度津町に警報が発令されている場合は、別館ビーチが終日休館となりますので、一時預かりも利用できませんのでご了承ください。
- ・一時預かり利用中に警報が発令された場合は、速やかにお迎えをお願いします。

②お子さんの体調について

○他の利用者への感染予防のため、下記の場合はお預かりできません。

- ・感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、流行性結膜炎、溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎など）にかかっているとき
- ・37.5℃以上の発熱、咳、鼻汁、目やに、湿疹などがひどいとき
- ・お薬をのんでいるとき

○お子さんの体調や普段の様子については、詳しく保育士へお伝えください。

○一時預かり利用中に体調不良となった場合は、保護者の方へ連絡しますので、早急にお迎えをお願いします。

③ご家族で感染症にかかっている方がいる場合やきょうだい児が学級閉鎖でお休みしている場合は、お預かりするお子さんが元気であっても、お預かりできません。

④キャンセルや時間変更を希望する場合は、必ず事前にご連絡ください。

⑤一時預かり事業を利用する理由について

○利用する理由が「就労」の場合は、保育所（認定こども園）等の入所申請手続きも同時に行ってください。

○利用する理由が「通院」の場合は、領収書や診療明細書等を確認させていただくこともありますので、ご了承ください。

⑥利用許可通知を受け取った後、預かり時間や預かり理由が変更になる場合は、必ず事前にご連絡ください。

【問い合わせ先】

多度津町健康福祉課 電話：0877-33-1134

多度津町子育て世代包括支援センター 電話：0877-32-8565